

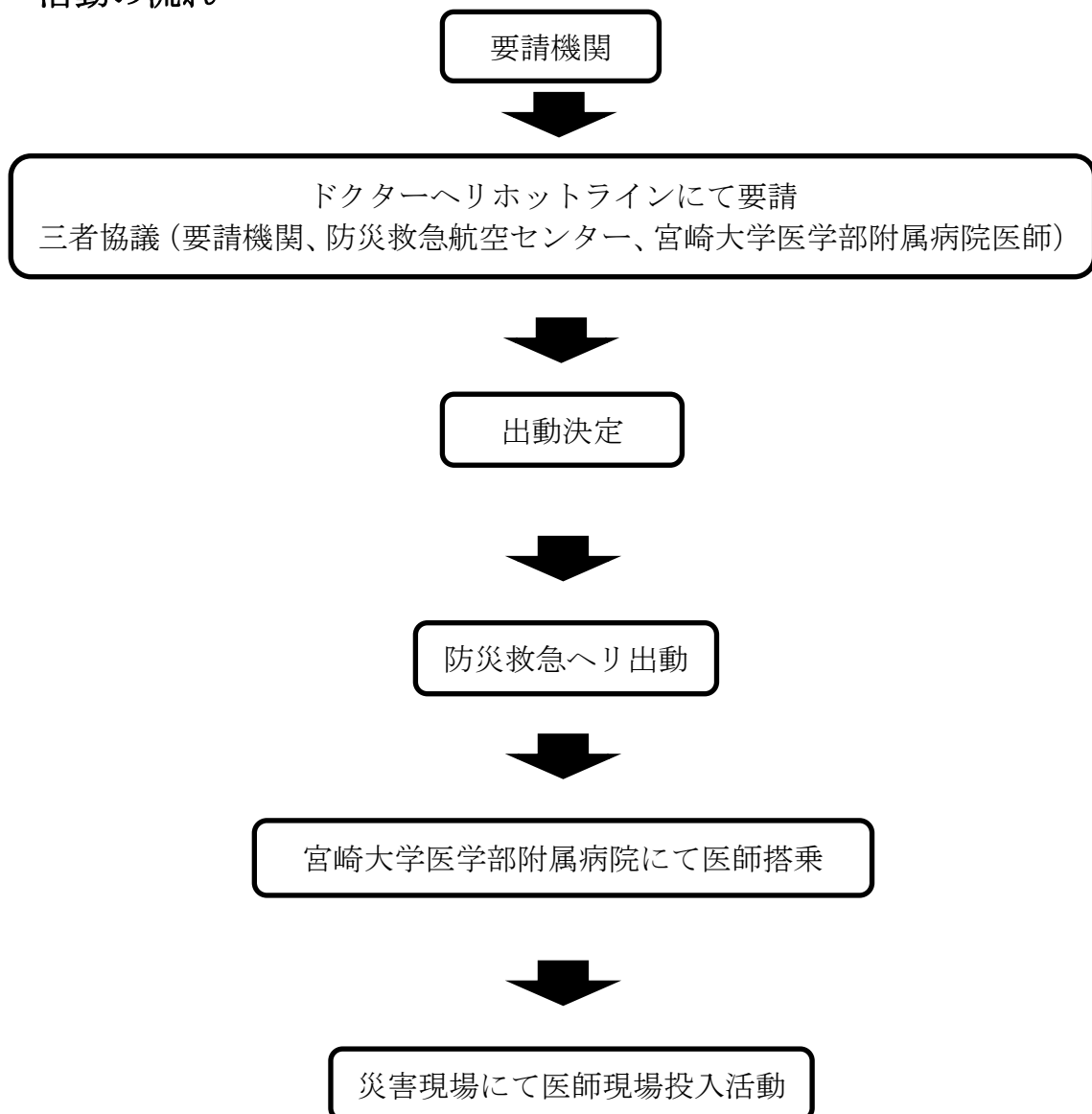
1 医師現場投入活動要領

策 定 平成 27 年 11 月 18 日
一部改正 平成 28 年 1 月 21 日

第1 目的

この要領は、宮崎県内で発生した救急救助事案に対しドクターヘリでは対応困難な場合で、傷病者への早期医療介入とそれによる救命、後遺障害の軽減等を図るために、防災救急ヘリのホイスト装置により現場へ直接医師を投入する医師現場投入活動に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 活動の流れ



第3 活動時間

医師現場投入活動は、原則として土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

また、ドクターヘリの運航が天候不良を理由に停止している場合は、本要領の医師現場投入活動は行わない。さらに訓練された現場投入医師の確保が困難な場合は、投入活動が不可能となる場合がある。

第4 活動範囲

医師現場投入活動の範囲は、原則として宮崎県内全域とする。

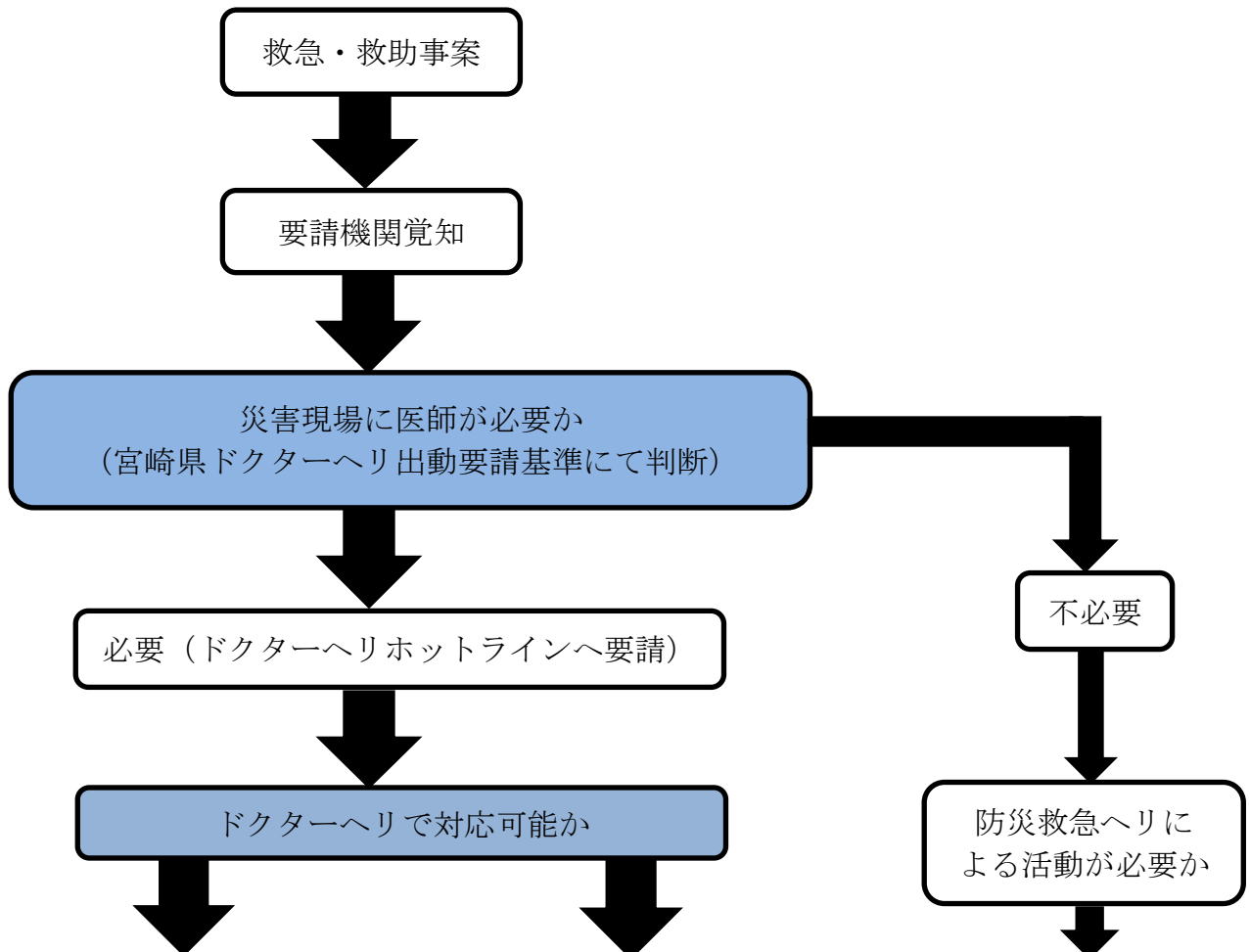
ただし、災害発生時、傷病者の状態あるいは災害現場の地理的条件、その他特段の事情がある場合は、この限りではない。

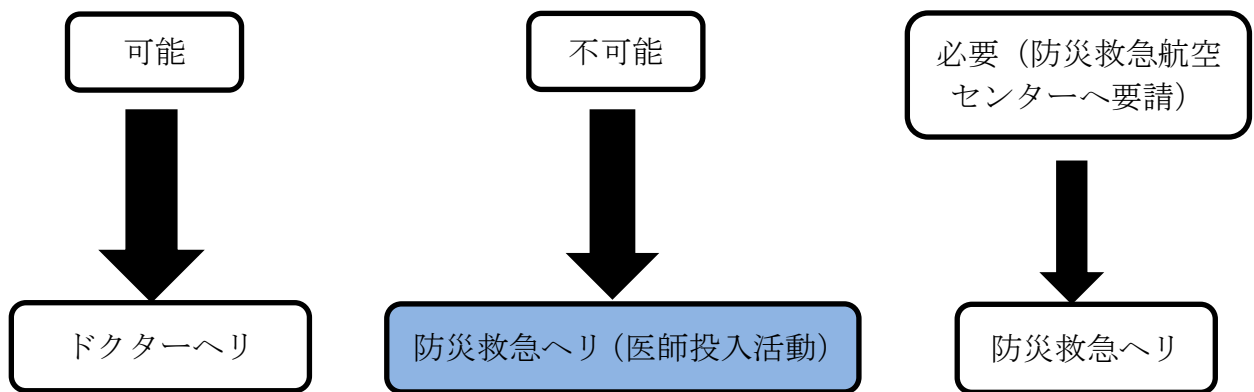
第5 要請機関及び要請先

医師現場投入活動の要請機関は、次の区分のとおりとし、当該要請は、要請機関がドクターヘリホットラインにて要請するものとする。

- (1) 各消防本部（局）の消防職員等
- (2) 非常備消防地区においては各役場の消防担当職員等

第6 要請の流れ





第7 要請基準

要請機関は、119番通報を受けた時点、又は救急隊等が災害現場に到着した時点において、次の(1)から(4)のすべてに該当する場合に医師現場投入の要請ができるものとする。

- (1) **要請事案が、次のいずれかの事案であること。**
 - ア 山岳部、山間部、離島で発生した救急救助事案
 - イ 其他要請機関が必要と認めた救急救助事案
- (2) **宮崎県ドクターヘリ出動要請基準に該当すること。**

ただし、当該基準のうち医師現場投入活動による効果が期待できないと考えられる次の場合を除く。

 - ア 心肺停止が疑われる場合
 - イ 指肢切断（※概ね手関節、足関節より遠位の切断を指す。）など搬送時間の短縮を目的とする場合

【宮崎県ドクターヘリ出動要請基準】抜粋

- ・ 生命の危険が切迫しているか、その可能性が疑われるとき
- ・ 重症患者であって、搬送に長時間を要することが予想される時
- ・ 特殊救急疾患の患者（重症熱傷、多発外傷、指肢切断等）で搬送時間の短縮を特に図るとき
- ・ 救急現場で緊急診断処置に医師を必要とするとき

- (3) **医師現場投入のための出動準備時間（目安として20分）を含む別図の予定所要時間を考慮しても、明らかに医師の現場投入の必要性があると判断する救急救助事案であること。**
- (4) **通常のドクターヘリ体制下では対応困難な場合又は対応困難と疑われる場合であること。**

対応困難な場合とは、原則として次の場合とする。

 - ア ドクターヘリでの対応では、ヘリ着陸後に支援車両等を用いたとしても医師が傷病者と接触できない場合
 - イ 消防職員等が傷病者と接触した後に、地形的理由から救急車内に収容することが困難である場合

第8 要請要領

要請機関	ドクターヘリホットライン		
	ドクターヘリ 運航管理室(CS)	宮崎大学医学部附属病院 医師	防災救急 航空センター
・要請宣言(※1) 「防災救急ヘリ による医師現場 投入要請です」			
		・投入医師確認(※2) 「投入医師確認します」 「医師1名対応可能」 「要請内容を教えてください」 「航空隊と出動の可否、 運航調整をお願いします」	
			・飛行可能かの確認 ・災害内容確認 ・災害場所確認(※3) ・直近の場外離着陸場 の確認(※4) ・地上隊コールサイン ・その他必要事項
			・CSと宮大到着予定時 間、搭乗場所確認
			・要請機関へ到着時間周 知

※1 冒頭に伝える。

※2 投入医師がない場合には、通常のドクターヘリ要請に切り替え対応する。必要があれば防災救急ヘリも要請する。

※3 災害場所の位置は、座標で入手する。

※4 医師現場投入ができなかった場合を想定して、あらかじめ災害現場に一番近い場外離着陸場の選定が必要である。

第9 要請後の連絡調整

医師現場投入要請後の連絡調整は、要請機関と防災救急航空センターが行う。

第10 要請の取り消し

要請機関は、救急隊等が災害現場へ到着し、傷病者の容態等がより詳細に判明したことによって、医師現場投入活動を不要と判断した場合又は第7要請基準に該当しなくなった場合には、要請を取り消すものとする。なお、結果として要請が取り消された場合でも、緊急時の傷病者の容態等を正確に把握することは困難であることから、要請機関の責任は一切問わないものとする。（オーバートリアージの容認）

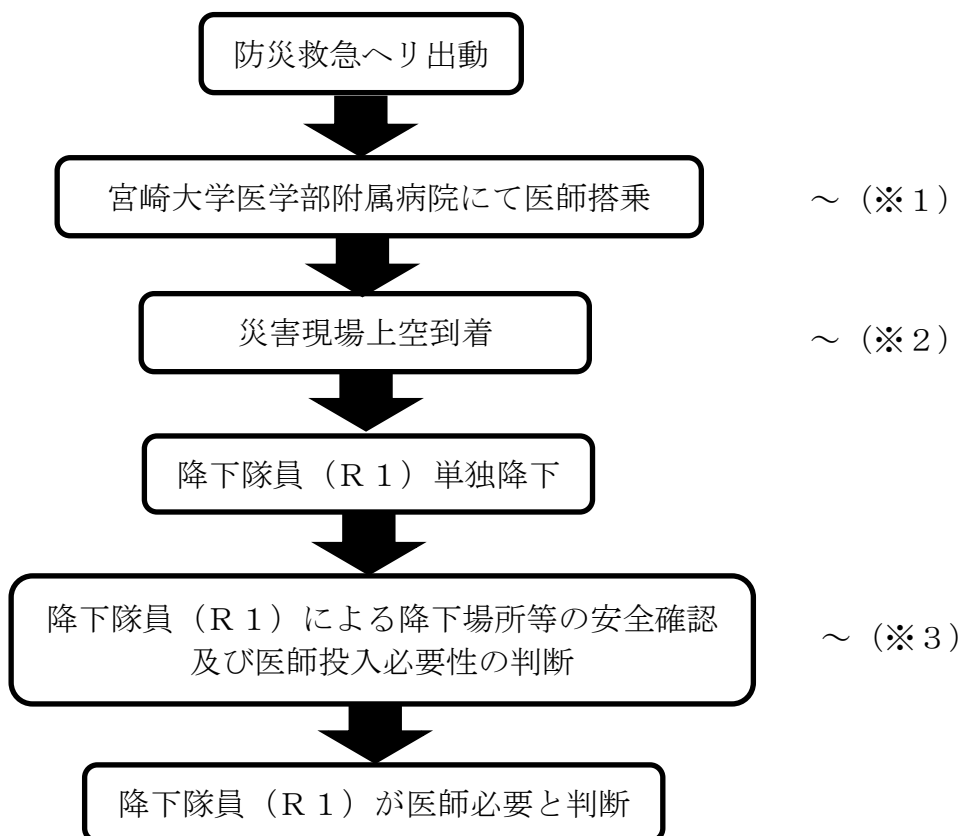
2 要請の取り消しの連絡は、防災救急航空センターへ連絡する。

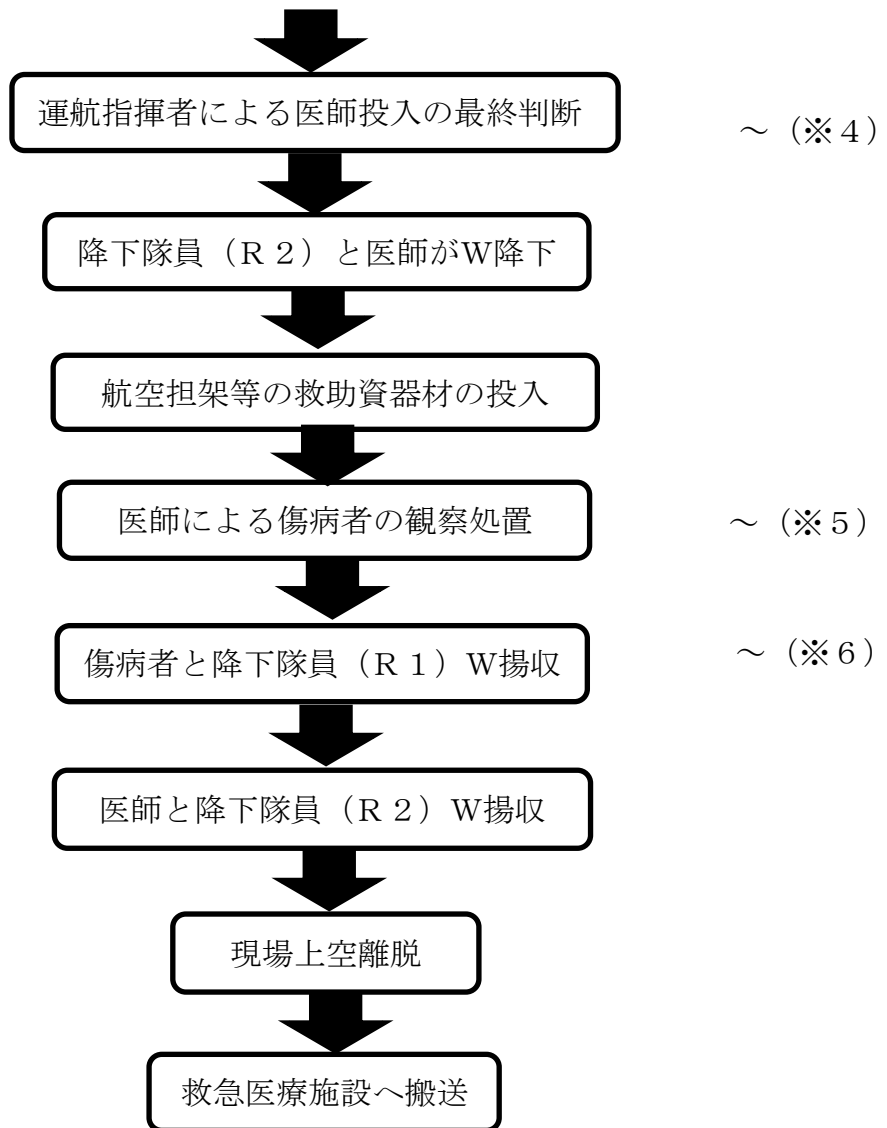
第11 現場活動

地上隊の活動は、次の各号のとおりとする。

- (1) 地上隊活動は、地域MCに基づき傷病者に必要な応急処置等を行う。救急救命士の特定行為についても同様に地域MCに基づき行う。また防災救急ヘリが現場上空到着後（無線交信可能後）の特定行為については、搭乗医師、降下医師の指示の下で実施できる。
- (2) 前記の応急処置等と平行して、地上隊の活動現場付近に医師投入場所の選定をする。当該選定にあつては、ダウンウォッシュ、騒音、上空の線状障害物による影響を考慮し安全な場所の選定を行う。
- (3) 地上隊活動は、発生現場の環境や天候不良により投入活動ができない場合も想定して通常のドクターヘリ要請と同様に、場外離着陸場での傷病者接触を考慮した活動を行う。

2 防災救急ヘリの活動は、原則として次のとおりとする。





- ※1 医師現場投入活動において、搭乗医師は、運航指揮者の指示の下で活動を行う。
- ※2 地上隊の選定した医師投入場所に対して、運航指揮者は現場上空から見て医師現場投入活動が可能かの判断をする。当該判断において周囲の環境等から投入場所に適さないと判断した場合には、再度地上隊と協議し、投入場所の再検討を行う。投入場所が選定できない場合又は運航指揮者が投入不可能と判断した場合には、通常のドクターヘリ要請と同様に場外離着陸場での傷病者接触活動に変更する。ただし状況によっては航空隊員のみでの吊り上げ救助等を実施する場合もある。
- ※3 降下隊員は、降下時に傷病者付近の活動障害、活動危険の有無を確認する。
また傷病者の状態が次のいずれかに該当する場合は、医師投入が不必要と判断する。
- (1) 心肺停止状態である場合（VF又はVTが持続している場合を除く。）
 - (2) 自力歩行が可能である場合
 - (3) その他降下隊員が医師の投入を不必要と判断した場合
- ※4 医師投入最終判断は、運航指揮者が次の(1)～(3)を総合的に判断し決定する。
- (1) 降下隊員からの地上での活動に伴う安全性の判断
 - (2) 降下隊員からの傷病者情報に基づく医師による投入必要性の判断
 - (3) 機長の現場状況、ヘリの安定性等に基づく投入可能かの判断
- ※5 地上隊及び降下隊員は、地上活動の安全監視や医師の診療補助等を連携協力して行

う。

- ※6 医師が傷病者の容態により吊り上げによる防災救急ヘリへの収容が適さないと判断した場合には、一番近い場外離着陸場での傷病者収容と引継ぎを行う。

第12 搭乗及び投入可能医師数

1回の投入活動において、防災救急ヘリへの搭乗可能医師数は3名までとし、また投入可能医師数は3名までとする。ただし、この医師数にあつては災害場所により防災救急ヘリの重量を軽減する必要がある場合や天候、気象状況等により制限する場合がある。

第13 医師の投入方法

医師の投入方法は、フルボディハーネスによる投入とし、投入の際には航空隊員の介添えの下、W降下によるものとする。

第14 医師の医療活動

医師現場投入後の医師の地上での医療行為の範囲は、次の各号のとおりとし、傷病者接触後の観察処置にかかる時間は、概ね10分以内とする。

- (1) 静脈路確保及び薬剤投与
- (2) 気道確保（経口気管挿管、輪状甲状靭帯切開）
- (3) 外傷傷病者に対する緊急蘇生行為（緊張性気胸に対する脱気等）
- (4) アナフィラキシーショックに対するアドレナリン投与
- (5) その他必要な蘇生的手技（原則、開胸心マッサージは除く。）

第15 搬送先の選定

医師現場投入活動により収容した傷病者の搬送先選定は、傷病者の容態や災害発生時の気象状況、防災救急ヘリの燃料等を考慮し、防災救急ヘリの運航指揮者と同乗の医師が協議の上決定する。

- 2 傷病者の搬送先選定は、原則としてヘリポートを有する救急医療施設（宮崎大学医学部附属病院、県立宮崎病院、県立延岡病院、宮崎市郡医師会病院、都城市郡医師会病院、宮崎善人会病院等）とする。ただし傷病者が明らかに死亡の状態である場合又は明らかに前記救急医療施設に搬送する必要がない場合を除く。
- 3 搬送先の選定において、医師が傷病者の容態、搬送時間その他の状況を勘案し、必要と判断する場合は、県内の病院を問わず県外の病院へ搬送することができるものとする。

第16 ドクターヘリの追加要請

防災救急ヘリでの医師現場投入活動は、通常の救助活動と同じく、ヘリの安全確保の観点から燃料の調整が必要であり、医師投入までの時間や投入後の地上での活動時間により飛行時間が伸びる場合には、給油の必要性が出てくる。給油の必要がある場合には、搬送先病院に早期搬送ができないこともあることから、災害事案や活動内容によっては、ドクターヘリを災害現場の一番近い場外離着陸場に要請し、傷病者の引継ぎを行うものとする。この要請にあつては防災救急ヘリが管轄の消防機関へ連絡し、その後管轄の消防機関が場外離着陸場の調整を含めてドクターヘリホットラインにてドクターヘリの追加要請を行うものとする。

第 17 場外離着陸場の確保

要請出動後、災害現場上空の環境や天候不良等により医師投入活動ができない場合には、通常のドクターヘリ要請と同様に場外離着陸場での傷病者接触活動に変更する場合がある。このことから医師現場投入要請時には、必ず災害現場に一番近い場外離着陸場を選定し、その場外離着陸場の使用許可を得ておくものとする。

また傷病者の救出等が困難又は特段の事情により選定された場外離着陸場まで地上隊の搬送が困難な場合は、災害現場への医師搬送を考慮する。

第 18 高速道路上における多数傷病者発生時の医師現場投入活動

高速道路上で多数傷病者が発生した又は発生したと疑われる救急救助事案でのドクターヘリ要請で、医師が通常のドクターヘリ運用のみでは対応が困難であると判断し、また災害現場に医師の早期介入が必要と判断した場合には、要請機関と協議及び確認の上、ドクターヘリの出動と防災救急ヘリでの医師現場投入活動を実施するものとする。

この場合、前記第 1 から第 6、第 8 から第 17 までの規定を基本としつつ、次の各号のとおり実施するものとする。

- (1) 宮崎県防災救急ヘリコプターの各種活動要領中、「6 高速道路及びこれに付随する施設及び自動車専用道路（以下「高速道路等」という。）における活動」の規定に基づき行う。
- (2) 地上隊、医師、降下隊員等は傷病者の応急処置、救命処置及び搬送等に関する一切の活動を連携協力して行う。
- (3) 医師現場投入ができない場合には、原則として通常のドクターヘリ要請と同様に場外離着陸場での傷病者接触活動に変更する。

第 19 事後検証

航空隊長及び宮崎大学医学部附属病院の医師が必要と認めた場合には、医師現場投入活動を検証することができる。

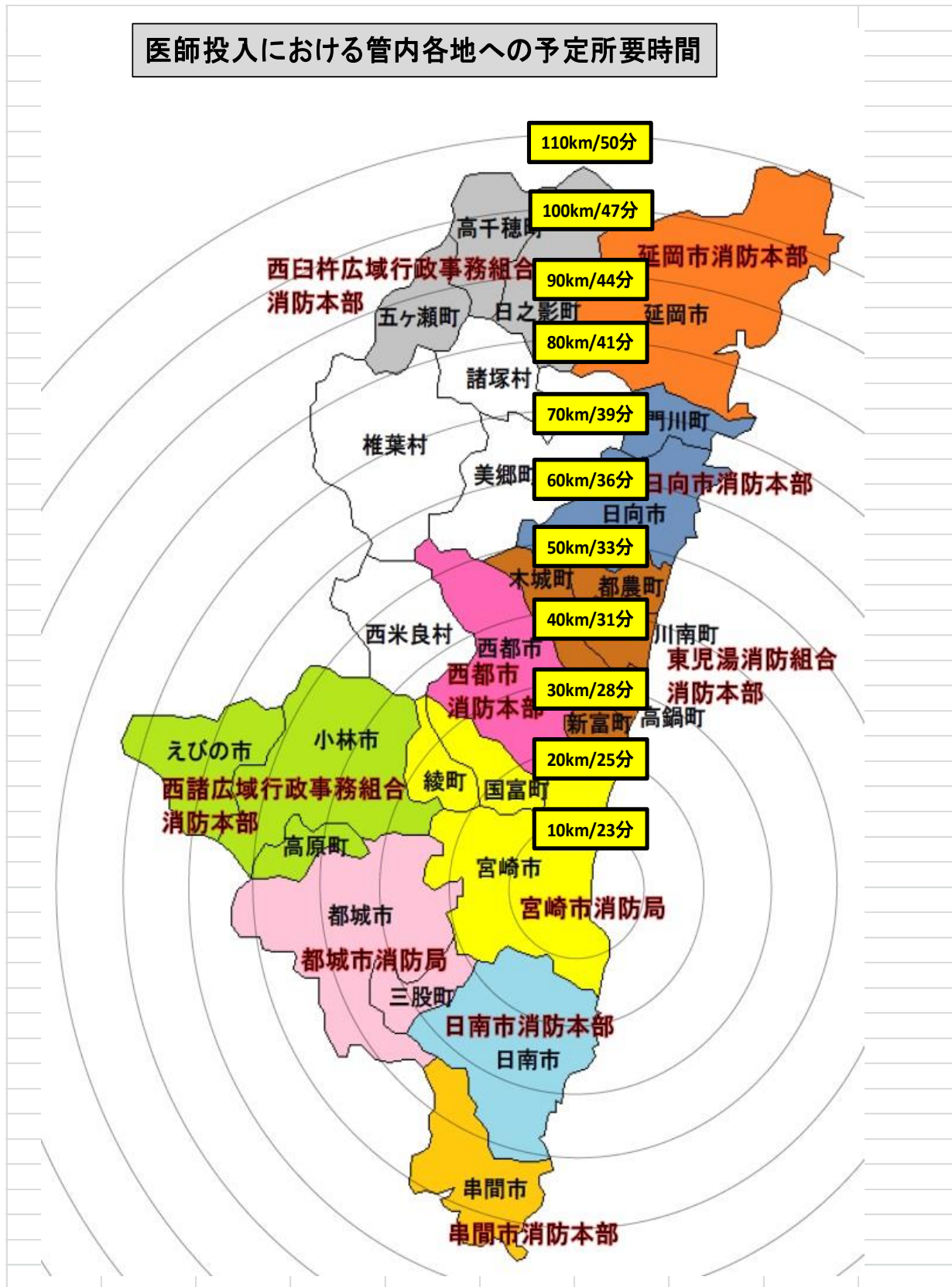
第 20 事故等の対応

防災救急ヘリの運航（医師投入後の医師の地上活動を含む。）に関する事故等については、宮崎県が、医師の医療に関する活動による事故等については宮崎大学が、それぞれ処理するものとする。

第 21 その他

この要領の運用に疑義が生じた事項は、その都度関係機関と協議して定めるものとする。

医師投入における管内各地への予定所要時間



2 九州・山口9県災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口9県」という。）並びに国内において、災害等が発生し、被災県独自では十分に災害等の応急対応や災害等からの復旧・復興に関する対策が実施できない場合において、九州・山口9県が効率的かつ効果的に被災県への応援を行うために必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「災害等」とは次に掲げる事象をいう。

- 1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規程する災害
- 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症のうち広域的な対応を必要とするもの

(支援対策本部の設置)

第3条 本協定の円滑な運用を図るため、九州地方知事会に九州・山口9県被災地支援対策本部（以下「支援対策本部」という。）を置き、事務局は九州地方知事会会長県に置くものとする。

(支援対策本部の組織)

第4条 支援対策本部は、本部長、本部事務局長、本部事務局次長及び本部事務局員をもって組織する。

- 2 本部長は、九州地方知事会長をもって充てる。
- 3 本部長は、支援対策本部を統括し、これを代表する。
- 4 本部長は、必要に応じ九州・山口9県の知事に対して本部事務局員となる職員の派遣を求めることができる。
- 5 本部事務局の組織については、別に定めるものとする。
- 6 九州・山口9県は、支援対策本部との連絡調整のための総合連絡担当部局並びに第6条第1号イからトまで並びに第2号イ及びロに規定する応援の種類ごとに担当部局をあらかじめ定めるものとする。

(本部長の職務の代行)

第5条 本部長が被災等により職務を遂行できないときは、九州地方知事会副会長が本部長の職務を代行する。

- 2 本部長及び九州地方知事会副会長が被災等により職務を遂行できないときは、その他の知事が協議の上、本部長の職務を代行する知事を決定するものとする。
- 3 前2項の規定により本部長の職務を代行する場合は、前条第1項の規定にかかわらず支援対策本部及び事務局は職務を代行する知事の指定する職員をもって組織する。

(応援の種類)

第6条 応援の種類は、次のとおりとする。

- 1 第2条第1号に規定する事象に係るもの
イ 職員の派遣

- ロ 食料、飲料水及び生活必需品の提供
 - ハ 避難施設及び住宅の提供
 - ニ 緊急輸送路及び輸送手段の確保
 - ホ 医療支援
 - ヘ 物資集積拠点の確保
 - ト 災害廃棄物の処理支援
 - チ その他応援のため必要な事項
- 2 第2条第2号に規定する事象に係るもの
- イ 検体検査
 - ロ マスク、防護服等の医療資機材の提供
 - ハ その他応援のための必要な事項

(応援要請の手続)

第7条 応援を受けようとする被災県は、災害の状況、応援を要請する地域及び必要とする応援の内容を明らかにして、本部長に応援を要請するものとする。

2 本部長は、災害等の実態に照らし、被災県からの速やかな応援の要請（以下「応援要請」という。）が困難と見込まれるときは、前項の規定による要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前項の規定による要請があったものとみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、被災県は、隣接県等に個別に応援を要請することができる。

4 第1項及び第2項の規定による応援要請に係る手続等の細目は、前条第1号イからトまで並びに第2号イ及びロに規定する応援の種類ごとに別に定める。

(応援の実施)

第8条 本部長は、前条第1項により応援要請があった場合又は前条第2項の規定により必要な応援を行う場合は、被災県以外の九州・山口各県に対し、応援する地域（以下「応援地域」という）の割当て又は応援内容の調整を行うものとする。

2 応援地域を割り当てられた県（以下「応援担当県」という。）は、当該地域において応援すべき内容を調査し、必要な応援を実施するものとする。ただし、第2条第2号に係る応援については、この限りでない。

3 応援担当県は、応援地域への応援の状況を本部長に随時報告するものとし、本部長は報告に基づき、各応援担当県間の応援内容の調整を行うものとする。

4 第1項の規定による応援地域の割当ては、各県が行う自主的な応援を妨げるものではない。

5 前条第3項の規定による個別の応援を実施する各県は、第6条第1号イからトまで並びに第2号イ及びロに規定する応援の種類ごとに応援を実施するものとし、応援の状況を本部長に随時報告するものとする。

(他の圏域の災害等への対応)

第9条 全国知事会及び他のブロック知事会等に属する被災県からの応援要請については、支援対策本部において総合調整を行う。

(経費の負担)

第10条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災県の負担とする。

2 応援を受けた被災県が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた被災県

から要請があった場合には、応援担当県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の事務)

第11条 支援対策本部は、他の条項において定めるもののほか、次の各号に掲げる事務を行う。

- 1 各県における関係部局の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料をとりまとめて保管するとともに、各県からの連絡により、それらを更新し、各県へ提供すること。
 - 2 各県間の会合の開催等により、情報及び資料の交換等を主宰すること。
 - 3 情報伝達訓練等防災訓練の実施に関すること。
 - 4 他の広域防災応援協定の幹事県等との情報交換等を行うこと。
 - 5 前各号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務に関すること。
- 2 各県の担当部局は、年1回、応援の実施のため必要な事項を相互に確認し、各県内の関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(補則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定める。

- 2 この協定は、各県が個別に締結する災害時の相互応援協定を妨げるものではない。

附則

- 1 この協定は、平成23年10月31日から適用する。
- 2 九州・山口9県災害時相互応援協定は、廃止する。
- 3 九州・山口9県被災地支援対策本部設置要領は、廃止する。

附則

- 1 この協定は、平成29年10月31日から適用する。

附則

- 1 この協定は、令和2年4月24日から適用する。

福岡県知事
長崎県知事
大分県知事
鹿児島県知事
山口県知事

佐賀県知事
熊本県知事
宮崎県知事
沖縄県知事

3 防災消防ヘリコプター相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、長崎県及び佐賀県（以下「六県」という。）において、消防組織法（以下「法」という。）第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の要請前に、各県が保有する防災消防ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）を使用する防災消防事案が発生した場合の相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(応援要請)

第2条 応援要請は、各県が保有するヘリが耐空検査等により運航できない場合に発生したヘリの出動事案に対し行うことを原則とする。ただし、各県が保有するヘリが運航可能であっても、重要かつ緊急な事案で、他県ヘリの応援が必要であると判断される場合は、この限りでない。

(応援)

第3条 前条による応援要請を受けた県（以下「応援県」という。）は、所掌事務、気象状況等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。

2 応援活動中に、応援県で新たな事案が発生した場合は、活動に従事していない待機中の県が応援に従事するものとする。（以下、応援要請を受け応援する県を「応援県」という。）

(応援活動の位置付け)

第4条 応援活動の内容が法第30条第1項に基づく市町村消防の支援業務である場合には、当該ヘリの航空隊に隊員を派遣した市町村等（常備消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下同じ。）と応援を受けた市町村等の間で法第39条第1項の規定に基づき、応援を行うものとする。

(応援要請の手続)

第5条 第2条に規定する応援要請の手続等は、別途定める。

(応援の中断)

第6条 応援県において、ヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援を要請した県（以下「要請県」という。）と協議のうえ、中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第7条 この協定による応援は、ヘリがヘリポートを出発した時から始まり、ヘリポートに帰着した時に終了するものとする。ただし、ヘリがヘリポート以外の場所にあるとき、又は、飛行中に出動命令があったときは、その時点から応援が始まるものとする。

2 ヘリがこの協定に基づく応援活動中にその応援が中断され復帰命令があった時、又は、法第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の出動命令があった場合は、その時点をもって応援は終了するものとする。

(応援航空隊の指揮)

第8条 応援出動したヘリの指揮は、要請県の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。また、応援活動の内容が第4条に該当する場合のヘリの指揮は、応援を受けた市町村

等の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

(事故等の連絡)

第9条 要請県の長は、応援県のへりに関し次の各号に掲げる事案の発生があったときは、速やかに応援県の長に報告しなければならない。

- (1) 隊員等の死傷を伴うもの
- (2) 機体に重大な損傷を伴うもの
- (3) 救難対策を必要とするもの

(経費の負担)

第10条 応援に要する派遣職員の給与、旅費及び消耗品費等の通常経費は、応援県の負担とする。ただし、応援に要するへりの燃料費については、要請県の負担とする。なお、次の各号に掲げる事象が生じたときは、応援県、要請県がその都度協議するものとする。

- (1) 第6条による応援活動の中断をしたとき
 - (2) 応援中にその活動目的が、法第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の活動に変更になったときは、その都度協議し定めるものとする。
- 2 応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは要請県の負担とする。ただし、応援県の重大な過失により発生した損害は、応援県の負担とする。
- (1) 土地、建物工作物等に対する補償費
 - (2) へりの損傷に関する諸経費
 - (3) 一般人の死傷に伴う損害賠償に要する諸経費
- 3 前項に定める要請県の負担額は、応援県の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- 4 前各号に定めるもの以外に要した諸経費の負担は、その都度応援県の長と要請県の長が協議し定めるものとする。

(情報交換)

第11条 六県の長は、この協定に基づく応援を円滑に行うことができるよう次の各号に掲げる項目について、相互に情報交換を行い、速やかに対応できるよう努めるものとする。

- (1) へりの進出拠点として最適な飛行場外離着陸場
- (2) へりと消防本部等との通信連絡方法
- (3) へりの諸元及び性能
- (4) 消火及び救急救助活動用資機材等の補給体制
- (5) へりの耐空検査等により長期にわたり運航不能が予測される場合の事前連絡
- (6) その他必要な事項

(その他)

第12条 この協定に関して疑義が生じたとき又は定めのない事項が発生したときは、六県が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、令和3年 月 日から施行する。
- 2 平成31年3月18日、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び長崎県が締結した防災消防ヘリコプター相互応援協定は、この協定の成立した時をもって消滅する。

この協定の締結を証するため、本協定書を6通作成し、6県は記名押印のうえ、各県その1通を所持する。

令和3年 月 日

熊本県

代表者 熊本県知事 蒲島 郁夫

大分県

代表者 大分県知事 広瀬 勝貞

宮崎県

代表者 宮崎県知事 河野 俊嗣

鹿児島県

代表者 鹿児島県知事 塩田 康一

長崎県

代表者 長崎県知事 中村 法道

佐賀県

代表者 佐賀県知事 山口 祥義

4 消防組織法（抜粋）

（消防の任務）

第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

（都道府県の航空消防隊）

第30条 前条に規定するもののほか、都道府県は、その区域内の市町村の長の要請に応じ、航空機を用いて、当該市町村の消防を支援することができる。

2 都道府県知事及び

市町村長は、前項の規定に基づく市町村の消防の支援に関して協定することができる。

3 都道府県知事は、第1項の規定に基づく市町村の消防の支援のため、都道府県の規則で定めるところにより、航空消防隊を設けるものとする。

（市町村の消防の相互の応援）

第39条 市町村は、必要に応じ、消防に関し相互に応援するように努めなければならない。

2 市町村長は、消防の相互の応援に関して協定することができる。

（非常事態における消防庁長官等の措置要求等）

第44条 消防庁長官は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村（以下この条から第44条の3までにおいて「災害発生市町村」という。）の消防の応援又は支援（以下「消防の応援等」という。）に関し、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるときは、当該都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該災害発生市町村の消防の応援等のため必要な措置をとることを求めることができる。

（航空消防隊が支援のため出動した場合の連携）

第48条 都道府県の航空消防隊が市町村の消防機関の支援のため出動した場合においては、当該航空消防隊は、支援を受けた市町村の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

5 総務省消防庁航空関係担当及び九州・山口9県等航空隊連絡先一覧表

総務省消防庁広域応援室

〒100-8297 東京都千代田区霞が関二丁目1番2号

1 大規模災害時

総務省消防庁広域応援室

電 話 03-5253-7527 (直通)

F A X 03-5253-7537

2 通常時

総務省消防庁広域応援室

電 話 03-5253-5111 (代表)

電 話 03-5253-7527 (直通)

F A X 03-5253-7537

宿直室 (土日・夜間)

電 話 03-5253-7777

F A X 03-5253-7553

九州・山口9県航空隊連絡先

○県航空隊

団体名	隊 名	所 在 地	電話番号	F A X
山口県	山口県消防 防災航空隊	〒755-0001 山口県宇部市沖宇部 625 山口宇部空港内	(0836) 37-6422	(0836) 37-6423
佐賀県	佐賀県 防災航空隊	〒840-2212 佐賀県佐賀市副町大字犬井道 8884 番 佐賀空港内	(0952) 34-9001	(0952) 45-90700
長崎県	長崎県 防災航空隊	〒856-0818 長崎県大村市今津町 201 旧長崎空港内	(0957) 52-9590	(0957) 52-9549
大分県	大分県 防災航空隊	〒879-6444 大分県豊後大野市大野町田代 2592-2 大分県央飛行場内	(0974) 34-2192	(0974) 34-2195
熊本県	熊本県防災 消防航空隊	〒869-1104 熊本県菊池郡菊陽町大字戸次 1698 熊本空港内	(096) 279-1571	(096) 279-1573
鹿児島県	鹿児島県 防災航空隊	〒898-0080 鹿児島県枕崎市あけぼの町 264 枕崎ヘリポート内	(0993) 73-2881	(0993) 73-2882

○消防機関航空隊

団体名	隊 名	所 在 地	電話番号	F A X
福岡市 消防局	福岡市 消防航空隊	〒811-0204 福岡県福岡市東区奈多 奈多ヘリポート内	(092) 608-3119	(092) 608-3122
北九州市 消防局	北九州市 消防航空隊	〒800-0306 福岡県北九州市小倉南区空港 北町6番 北九州空港内	(093) 475-6701	(093) 475-6700



宮崎県防災救急ヘリコプター「あおぞら」

運航の手引き

令和4年3月（2022年）改訂

宮崎県防災救急航空センター発行

編集者

防災救急航空隊（隊員は、入隊年次順に記載）

隊長 築 島 伸 明（日南市消防本部派遣）

副隊長 加世田 淳（宮崎市消防局派遣）

副隊長 甲 斐 文 雄（延岡市消防本部派遣）

隊 員 後 藤 政 樹（西諸広域行政事務組合消防本部派遣）

隊 員 林 崇 大（宮崎市消防局派遣）

隊 員 梅 原 剛 毅（東児湯消防組合消防本部派遣）

隊 員 又 木 康一郎（串間市消防本部派遣）

隊 員 小 川 雄 平（都城市消防局派遣）